

「税務システム等標準化検討会固定資産税ワーキングチーム（WT）」
第11回機能要件（残課題）WT&第7回帳票印字項目WT 議事概要

日時：令和3年5月27日（木）10：00～12：00、13：30～15：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

佐々木 塔子	東京都	主税局	資産税部	固定資産税課	電算指導班総括	課長代理
大隅 勉	浜松市	財務部	資産税課	主幹		
山岡 智行	神戸市	行財政局	税務部	固定資産税課	調整担当	係長
天田 功	前橋市	財務部	資産税課	副参事		
大川 孝明	三鷹市	市民部	資産税課	資産税係	主事	
橋崎 裕樹	三条市	総務部	税務課	係長		
神部 碧衣	飯田市	総務部	税務課	主査		
木塚 智徳	富士市	総務部	情報政策課	主査		
伊藤 貴俊	豊橋市	財務部	資産税課	主事		
本山 政志	埼玉県町村会	情報システム共同化推進室	室長			
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）	企画部担当部長				

【欠席者】

北村 長武	南国市	税務課	課長補佐兼資産税	係長		
古根川 聡美	地方税共同機構	システム部	システム企画グループ	課長		
三木 浩平	内閣官房	情報通信技術総合戦略室	政府CIO補佐官			

間宮 将大	総務省	自治税務局	企画課電子化推進室	課長補佐		
古川 大樹	総務省	自治税務局	固定資産税課	課長補佐		
中谷 明博	総務省	自治税務局	固定資産税課	課長補佐		
畠山 祐	総務省	自治税務局	固定資産税課	係長		
國金 建佑	総務省	自治税務局	固定資産税課	主査		
白石 順四郎	総務省	自治税務局	固定資産税課	事務官		
田畑 圭章	総務省	自治税務局	固定資産税課	事務官		

【議事次第】

1. 償却以外の議題：「残課題への対応」
2. 償却の議題：「残課題への対応」、「印字項目全国意見照会結果への対応」、「レイアウト検討対象帳票のオプション項目整理」

【意見交換（概要）】

1. 償却以外の議題：「残課題への対応」

■2.2.1. 増改築の別が分かるフラグについて

- 2.2.1において、増改築部分を増築部分と改築部分に分けて管理すべきか照会したところ、5団体が「①増築部分なのか改築部分なのかが分かるように管理すべきである。」と回答し、5団体が「②増築部分なのか改築部分なのかが分かるように管理しなくて良い（増改築部分であることが分かれば充分）」と回答した状況である。「①増築部分なのか改築部分なのかが分かるように管理すべきである。」と回答された団体に対して、増築部分と改築部分を分けて管理する必要性を具体的に教えていただきたい。
- 当市では、名寄帳で増改築を要件化しているため、事前照会に対して、名寄帳と併せて①と回答したが②でも支障はない。
- 現行の運用では1棟の家屋における新築・増築・改築について、各調書を作成することで課税データを管理している。新築時は1棟につき1枚目の調書、当該物件の増築時には2枚目の調書といった具合である。現状の業務において新築・増築・改築を分けているため、それらを分けずに管理する方法のイメージがつかない。
- 増改築と括って（増築と改築で分類せずに）一括管理することで業務上の具体的な支障があるかをご確認いただきたい。
- 増改築の有無が判明するのであれば支障ないため、②でも問題ない。
- 承知した。その他に①と回答頂いている団体からも異論が無いため、②を採用して増改築フラグとして整理する。

■旧帳票 No. 160 名寄帳兼（補充）課税台帳について

- 「算出税額」を、「税額の減額措置及び減免措置の適用前の名寄せ後の税額のうち、区分所有分の税額を除いた額」と定義することの可否について、照会したところ修正意見を幾つか頂戴した。区分所有家屋の敷地と一般の土地を併せて所有する者について、貴団体の名寄帳兼（補充）課税台帳（これと類似した「物件ごとの明細」と「名寄せした後の税額等の情報」が印字された帳票）は、区分所有の敷地分の税額と一般の土地分の税額が別に印字されているかお聞きしたい。
- 資産ごとに相当税額があり、合算した場合には区分所有も含めた相当税額を表示している。非区分所有分の相当税額は無い。
- 同様に区分所有分の税額と一般の土地の税額を同じ帳票に印字しており、資産ごとに相当税額がある。合計額の欄はない。
- 同様に非区分所有分の相当税額をもっていない。
- 算出税額（軽減税などの適用前）について区分所有の税額を含んだ税額を記載しており、それとは別途に非区分所有の税額も記載している。区分所有額を含んだ税額の記載はあるが、区分所有額を除いた税額の記載はない。
- 同様に非区分所有税額の記載はない。算出税額（土地家屋償却資産の区分所有分を除いた額の合計に税率をかけた税額）の欄がある。なお、算出税額を記載しない場合には、実務の詳細を確認した後に、異論や支障があればお伝えすることとしたい。
- 承知した。事務局から提示した算出税額として定義されるデータを各団体が保持していないことが確認できたため、構成員意見も踏まえて算出税額を記載しない方針とする。追加の異論や確認事項があれば、後日いただく。

■帳票 No. 75 死亡者一覧について

- 全国意見照会より、システムから死亡者一覧を出力することを実現している団体から、「実装してもしなくても良い帳票」として外部帳票「相続人代表者届」及び「現所有者申告書」の追加をご提案いただき、追加したく考えている。これらの帳票では、システム内で管理している被相続人の氏名等の情報を印字しているため、頂戴したサンプルを確認いただき、帳票印字項目として過不足がないかを構成員に事前確認いただいた次第である。
- 項目への追加を希望する「被相続人の生年月日」が必要な理由を具体的に教えていただきたい。
 - 被相続人の生年月日の記載欄を設けていただきたいという趣旨での意見である。
 - どのような用途で使用するのか。
 - 被相続人の特定に用いる。システムから印字しない運用を想定している。
 - システムからの印字でない想定ならば、Excel 等による個別対応が可能か。帳票印字項目とはしない整理としたい。
 - 承知した。個別に対応する。
- 項目への追加を希望する「通知書番号」とはどのような番号を指すか。
 - 被相続人へ送付した納税通知書を特定するための通知書番号を言う。
 - 運用上は、市民の方に記入していただく想定か。
 - 現行の運用では御認識のとおり。ただし、システムからの印字も機能化されていればプレ印字が可能な仕様としても利便性が向上すると考える。送付先からの問い合わせ時の検索対応等に、通知書番号をたよりとして活用できる。
 - 死亡者宛の文書を特定する際に活用できる宛名番号でも代用可能ではないか。
 - 宛名番号でも問題はないが、各団体で納税通知書に印字している内容は異なると思われる。当市では、宛名番号が印字されておらず、通知書番号を印字しているため希望した。
 - 承知した。この点については構成員意見を踏まえて、追加の方向で検討させていただく。

2. 償却の議題：「残課題への対応」

■帳票 No. 92 住所又は所在地氏名又は名称について

- 2021年4月全国意見照会時点の帳票「92_償却資産証明書」について納税管理人等情報（住所又は所在地、氏名又は名称）を印字する必要性について事前照会したところ、構成員の団体全てから必要性がないとご回答いただいた。但し、現行帳票にて「納税管理人等情報（住所又は所在地、氏名又は名称）」を印字項目としているということであるが、「92_償却資産証明書」には納税管理人等情報（住所又は所在地、氏名又は名称）を記載しない方針と整理することで業務上の支障がないか確認したい。
 - 支障ない。
 - 承知した。「92_償却資産証明書」には納税管理人等情報（住所又は所在地、氏名又は名称）を記載しないこととする。

2. 償却の議題：「印字項目全国意見照会結果への対応」、「レイアウト検討対象帳票のオプション項目整理」

■帳票 No. 33 申告はがきについて

- 全国意見照会にて、本帳票に対して、簡易申告はがきとして使用し、事務効率を上げる取り組みのため印字項目「住所又は所在地」を実装すべき項目に変更すべきと意見を受けた。また、印字項目「種類」について、申告はがきにより申告する際の申告資産を確認できるよう種別別明細を実装していただきたいと意見を受けた。なお、申告はがきの種類として主に2パターンが存在すると考えられる。
 - ①No. 16-19 を記載しているパターン
 - ②No. 16-29、31 を記載しているパターン
- この点について、「回答欄」に係る項目 No. 16-29 をすべて実装すべき項目として、本帳票を2パターンに分割して要件化することで問題ないか確認したい。
- 仮に、申告はがきに種別別明細書欄を設けるとして、それは増加資産を記入いただくための空欄か。それとも、既に申告された資産を印字し、減少・修正を記入していただくのか。
 - 本市では、現に申告されている資産を印字し、かつ空欄は修正・増加で使用している。
 - 両方を記載できるように、既存資産の印字に加えて追加（増加）記入用の空白行として用いられていると理解した。
 - 異論がないことを確認できたため、本帳票を分割して、①、②のパターンの申告はがきをそれぞれ実装すべき帳票として要件化する。
 - 実装すべき帳票ということは、現在利用していない団体も、申告はがきを利用するのか。
 - 実装すべき帳票を必ず利用する必要はない。

以上